

規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	電気通信業務の休止及び廃止の際の周知に関する届出義務
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第一課 電話番号:03-5253-5488 e-mail:zigyouhou-cppc@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年7月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】 規制の事前評価後、現時点においては当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。よって、利用者の利益を保護するためには、引き続き当該規制は必要である。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>【「遵守費用」の把握】 [事前評価時の測定指標] 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務の休廃止について定められた様式により事前に届け出る制度であり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考ええる。</p> <p>[遵守費用] 電気通信事業者が届出を行う場合、届出様式への記載に係る費用が発生するものと考えられる。</p> <p>[費用推計との比較] 届出に係る費用については、事前評価時点において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。</p> <p>【「行政費用」の把握】 [事前評価時の測定指標] 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務の休廃止について定められた様式により事前に届け出る制度であり、新たに発生する行政費用は限定的であると考ええる。</p> <p>[行政費用] 電気通信事業者が届出を行う場合、届出の受付に係る費用が発生するものと考えられる。</p> <p>[費用推計との比較] 届出に係る費用については、事前評価時点において、行政費用を定量化していないため、事後評価時点と比較することはできない。</p> <p>【効果(定量化)の把握】 [効果] 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務の休廃止の際の事前届出制度が導入された結果、総務大臣が当該休廃止の周知事項をあらかじめ取得し、電気通信事業者に対する是正措置を必要に応じて講ずることが可能となり、各電気通信事業者における利用者への周知が適切かつ十分に行われた。</p> <p>[効果予測との比較] 乖離はない。</p> <p>【便益(金銭価値化)の把握】 [便益] 当該規制の効果について定量的に把握することは困難であり、そのため金銭価値化も困難である。</p> <p>[便益推計との比較] 乖離はない。</p> <p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 [副次的及び波及的な影響] 副次的な影響及び波及的な影響は確認できない(認められない)。</p> <p>[費用推計との比較] 乖離はない。</p>
考察	<p>上記のとおり、遵守費用及び行政費用として一定の費用が生じているが、その費用はいずれも軽微である。</p> <p>一方で、各電気通信事業者による周知が適切かつ十分に行われることで、利用者の利益の保護が図られている。</p> <p>以上から、本規制による費用は限定的であるが、一定の効果があると認められ、間接的影響も認められないため、本規制を継続することが妥当であると考えられる。</p>
備考	